

○伊達市立学校通学等区域に関する規則

平成18年1月1日教委規則第17号

改正

平成20年11月11日教育委員会規則第11号

平成21年10月8日教育委員会規則第11号

平成23年2月24日教育委員会規則第1号

平成24年2月28日教育委員会規則第3号

平成24年11月12日教育委員会規則第7号

平成27年7月6日教育委員会規則第13号

平成28年3月28日教育委員会規則第7号

平成29年3月9日教育委員会規則第5号

平成31年2月13日教育委員会規則第3号

令和元年6月10日教育委員会規則第1号

令和3年2月18日教育委員会規則第1号

令和5年2月15日教育委員会規則第1号

令和6年3月21日教育委員会規則第5号

令和6年7月1日教育委員会規則第8号

令和7年3月21日教育委員会規則第6号

伊達市立学校通学等区域に関する規則

(趣旨)

第1条 伊達市立幼稚園に入園する幼児（以下「園児」という。）の入園する幼稚園を指定する通園区域並びに小学校に入学する学齢児童（以下「児童」という。）及び中学校に入学する学齢生徒（以下「生徒」という。）の入学する学校の指定のための通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学等の区域)

第2条 園児の通園区域並びに児童及び生徒の通学区域は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園児の通園区域 別表第1
- (2) 児童の通学区域 別表第2
- (3) 生徒の通学区域 別表第3

(指定学校の変更)

第3条 園児、児童及び生徒が在園又は在学中に住所を変更したときは、直ちに当該区域の学校に転校するものとする。

(指定学校外通学の特例)

第4条 第2条第2号の規定に関わらず、別表第4の通学区域に住所を有する児童は、保護者の申し出により、伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、同表左欄の小学校に入学させることができる。

(指定学校外の就学等)

第5条 第2条から前条までの規定に関わらず、保護者の申し出により、教育委員会が必要と認めた場合は、指定した学校を変更することができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年11月11日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月8日教委規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月24日教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月28日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月12日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月6日教委規則第13号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日教委規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 2 月13日教委規則第 3 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月10日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月18日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月15日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月21日教委規則第 5 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 1 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月21日教委規則第 6 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

園児の通園区域

幼稚園名	通園区域
伊達市立堰本幼稚園	梁川町大関（字孫老内、字杉、字西大門の一部を除く。）、新田、細谷、陽光台、梁川町字舟橋の一部、柳田字上畑田、字高橋の一部
伊達市立栗野幼稚園	梁川町栗野、二野袋、向川原、柳田（字上畑田、字高橋の一部を除く。）
備考 梁川町の区域のうち栗野、二野袋、向川原、柳田、大関（字孫老内、字杉、西大門の一部を除く。）、新田、細谷、陽光台、梁川町字舟橋の一部を除いた全部に住所を有する幼児が入園を希望する場合は、伊達市立堰本幼稚園、伊達市立栗野幼稚園のいずれかに通園できるものとする。 霊山町全域、月舘町全域に住所を有する幼児が入園を希望する場合は、伊達市立幼稚園のいずれにも通園できるものとする。	

別表第 2 （第 2 条関係）

児童の通学区域

小学校名	通学区域
伊達市立伊達小学校	伊達地区全域
伊達市立伊達東小学校	伏黒、箱崎
伊達市立梁川小学校	梁川町の区域のうち栗野、二野袋、向川原、柳田、大関（字孫老内、字杉、字西大門の一部を除く。）、新田、細谷、陽光台、梁川町字舟橋の一部を除いた全部
伊達市立堰本小学校	梁川町細谷、大関、新田、陽光台。梁川町字舟橋の一部、柳田字上畑田、字高橋の一部。ただし、大関字孫老内、字杉、字西大門の一部を除く。
伊達市立栗野小学校	梁川町二野袋、向川原、栗野、柳田。ただし、柳田字上畑田、字高橋の一部を除く。
伊達市立保原小学校	保原地区。ただし、字八幡台を除く。
伊達市立大田小学校	大田地区
伊達市立上保原小学校	上保原地区及び富成地区
伊達市立柱沢小学校	柱沢地区及び保原地区のうち字八幡台
伊達市立掛田小学校	霊山町掛田、山野川、大石、中川、泉原、山戸田、石田
伊達市立小国小学校	霊山町上小国、下小国
伊達市立月舘学園小学校	月舘町全域

別表第 3 （第 2 条関係）

生徒の通学区域

中学校名	通学区域
伊達市立伊達中学校	旧伊達町全域
伊達市立梁川中学校	梁川町全域
伊達市立桃陵中学校	保原小学校及び大田小学校の通学区域
伊達市立松陽中学校	上保原小学校及び柱沢小学校の通学区域
伊達市立霊山中学校	霊山町全域
伊達市立月舘学園中学校	月舘町全域

別表第 4 （第 4 条関係）

小学校名	通学区域
保原小学校	保原町字旭町のうち20番地から29番地 2 まで、31番地、32番地 1、32番地 3、32番地 5、35番地 1、35番地 3、35番地 4、64番地 1 及び64番地 2 保原町大泉字道城場、字大地内及び字菖蒲沢 保原町大泉字大館のうち 1 番地 1 から 9 番地12まで、14番地から15番地 2 まで、41番地 1 から42番地 2 まで、44番地 1 から54番地 まで、56番地 1 から56番地 4 まで 伏黒字中古川、字薬師堂、字古屋敷、字本小幡、字川前、字向川原、字上川原及び字土手西
上保原小学校	保原町字油谷地及び字京門
柱沢小学校	保原町字村岡及び字岡代